

# 消防法の一部改正について

昨年発生しました長崎県でのグループホーム火災、福岡県での診療所の火災さらに、福知山の花火大会会場での火災などから、消防法の一部が改正されましたのでご報告します。

平成18年に発生した長崎県のグループホーム火災をきっかけに消防法が改正され、平成21年に延べ面積275㎡以上の物件にスプリンクラー設備の設置が義務付けられました。しかしそれ以降も、スプリンクラーが未設置の障害者施設やグループホームにおいて火災による死傷事故が相次いだことから、施設の規模に関係なく設置が義務づけられることとなりました。また、小規模な老人デイサービス、介護施設（入居・宿泊させる物件に限る）、診療所においても自動火災報知設備の設置が義務付けられました。

用途		消防法改正内容		施行期日、経過措置		
	6 項 口 ※	<p><b>スプリンクラー設備の設置基準の見直し（令12条）</b> 延べ面積が275㎡未満の防火対象物も追加となり、<u>全てに</u>スプリンクラー設備の設置義務が生じます。（火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造として総務省令で定める構造を有するものを除く。） 平成21年4月の改正にて、該当防火対象物で延べ面積275㎡以上には、スプリンクラー設備の設置が義務付けられていました。</p>		<p>平成27年4月1日 施行 既設物件は平成30年3月31日までの猶予期間があります。</p>		
		<p><b>消防機関に通報する火災報知設備に関する見直し（規則25条）</b> 自動火災報知設備の感知器の作動と連動して、火災通報設備が起動する仕組みにする。ただし、自動火災報知設備の受信機及び消防機関へ通報する火災報知設備が防災センター（常時人がいるものに限る。）に設置されている物件は対象外となります。</p>				
2 項 二 ※	5 項 イ （ 旅 館 、 ホ テ ル 、 宿 泊 所 ） ※	6 項 イ （ 病 院 ・ 診 療 所 又 は 助 産 所 ） 入 居 又 は 宿 泊 さ せ る ※	平 成 十 九 年 に 改 正 済 み	6 項 ハ （ 老 人 デ ィ サ ー ビ ス 等 ） 入 居 又 は 宿 泊 さ せ る ※	<p><b>消防機関の検査を受けなければならない防火対象物（令35条）</b> 延べ面積が300㎡未満の物件も追加され、<u>全ての</u>対象が消防機関の検査を受けなければならなくなりました。</p>	<p>平成27年4月1日 施行</p>
					<p><b>自動火災報知設備の設置基準の見直し（令21条）</b> 延べ面積が300㎡未満の物件も追加され、<u>全ての</u>対象が自動火災報知設備を設置しなければならなくなりました。 該当物件は、下記の『特定小規模施設』となり、無線式自動火災報知設備（無線式連動型の住警器のようなシステム）が使用できるようになります。</p>	<p>平成27年4月1日 施行 既設物件は平成30年3月31日までの猶予期間があります</p>
					<p><b>特定小規模施設の対象の変更（省令第2条）</b> 用語の定義において、特定小規模施設に、延べ面積が300㎡未満の物件も対象となりました。</p>	<p>平成27年4月1日 施行</p>
<p>縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催し物</p>		<p><b>対象火気器具等の取扱いに関する条例制定基準の見直し</b> 対象火気器具等を祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して使用する場合に消火器の準備をした上で使用することに改正されました。</p>		<p>平成27年4月1日 施行</p>		

※16項（イ）の対象物で、各用途の対象が入っている部分も改正の対象となります。  
 2項（二）＝カラオケボックス等  
 5項（イ）＝旅館、ホテル、宿泊所等  
 6項（イ）＝病院、診療所又は助産所  
 6項（ロ）＝認知症高齢者グループホーム、老人短期入所施設、特別養護老人ホーム等  
 6項（ハ）＝老人デイサービス、小規模多機能型居宅介護施設、軽費老人ホーム

# 不活性ガス容器弁耐圧点検方法改正について

平成 21 年に施行されました不活性ガス消火薬剤貯蔵槽の容器弁の安全性を確認するための点検（「耐圧点検」「安全装置等作動点検」など）について、このたび点検期限が下記の通り改正となりました。

## 【改正理由】

不活性ガス消火設備及びハロゲン化物消火設備等の容器弁の耐圧性能や気密性能等の安全性に係る点検については、現在、消防用設備等の点検要領に基づき行っているところであるが、安全性に係る点検の実施率が低いこと等を踏まえ、安全性に係る点検の実効性の向上等を図るべく、ガス系消火設備等の容器弁の安全性に係る点検基準について告示化を行うこととした。（平成 25 年 11 月 消防庁予防課）

施行日：平成 25 年 11 月 26 日（平成 25 年消防庁告示第 19 号）

改正後	改正前
<b>二酸化炭素を消火剤</b> として用いるもの ⇒設置または容器弁点検実施後 <b>25年</b> までに実施 <b>その他の消火剤</b> (ハロン・窒素ガス等、起動用ボンベ・加圧ボンベ含む) ⇒設置または容器弁点検実施後 <b>30年</b> までに実施	不活性ガス消火設備の薬剤貯蔵ボンベに設置している容器弁について、 <b>設置後15年</b> 経過したものについては、 <b>設置後20年までの5年</b> 間に、容器弁の安全性を確認するための点検（「耐圧点検」「安全装置等作動点検」など）を実施しなければならない。

## 経過措置

二酸化炭素を消火剤として用いるもの	昭和 52 年 3 月 31 日（1977 年）以前に設置された（現時点で 36 年前以前に製造されているもの） ⇒平成 28 年 3 月 31 日（2016 年 3 月 31 日）までに実施 昭和 52 年 4 月 1 日（1977 年）から平成 5 年 3 月 31 日（1994 年）までに設置されたもの （現時点で 35～20 年前以前に製造されているもの） ⇒平成 30 年 3 月 31 日（2018 年 3 月 31 日）までに実施
その他の消火剤を用いるもの	昭和 63 年 3 月 31 日（1988 年）以前に設置された（現時点で 25 年前以前に製造されているもの） ⇒平成 30 年 3 月 31 日（2016 年 3 月 31 日）までに実施



「綿帽子」